最高 :裁判所裁判官審査公報発行規程 (昭和二十七年中央選挙管理会告示第四号)

第一条 管理会の交付する別記第二号様式の原稿用紙(中央選挙管理会が提供する同様式の電磁的記録 裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号。以下「令」という。)第二十四条第一項 子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であ の規定により審査公報の掲載文を提出しようとするときは、別記第一号様式による書面を中央選挙 つて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) を含む。以下 「原稿用紙」 という。) 載し、 審査」という。)に付される同条に規定する裁判官(以下「裁判官」という。)は、 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)第一条に規定する審査 又は記録した掲載文に添えてしなければならない。 最高裁判所

第二条 掲載文は、 無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

掲載文に掲載することができる写真は、 当該掲載文を提出し た裁判官の写真に限るものとす

第四条 り印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、当該掲載文を提出した裁判官に対し、 反するとき、又は当該掲載文を印刷した場合において、文字が著しく小さいことその他 文の記載又は記録の訂正を求めることができる。 中央選挙管理会は、令第二十四条第一項の規定により提出された掲載文が前二条の規定に違 の事 曲によ

2 できる。 判官が前項の規定による求めに応じない場合は、 中央選挙管理会は、 必要な訂正をすることが

第五条 削除

 \mathcal{O} 別記第三号様式

2 載 ¥し直し、又は記録し直した掲載文を添えて、別記第四号様式の申請書を中央選挙な審査に付される裁判官は、既に提出した掲載文を修正しようとするときは、原稿E)申請書を中央選挙管理会委員長に提出しなければならない。 八条 審査に付される裁判官は、既に提出した掲載文を撤回しようとするときは、ii 出 しなければならない。 別記第四号様式の申請書を中央選挙管理会委員長に 用紙 に新 たに

3 ては、 前二 項の規定による撤回又は修正 することができない。 の申請は、令第二十四条第一項の規定による期限経過 後に お

第七条 審査公報の様式は、 都道府県の選挙管理委員会が定める。

第八条 によ 発行 の手続は、中止しない。り掲載文の写しを都道府県の 審査に付される裁判官が その官を失い、 選挙管理委員会に送付し 又は 送付した後においては、その者に係る審査死亡した場合においても、令第二十五条の 規定 公報

第九 条 令第二十四 [条第 項のに 規定により提出された掲載文は、 事由 \mathcal{O} 如 何にかい かわらず返付しない。

別記

第一号様式~第四号様式 略